

初學商業書

三原國一郎著

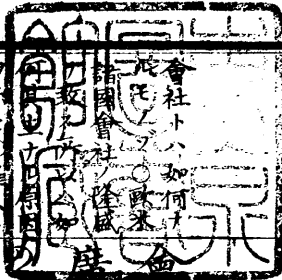
後編

180
7
241

大日本教育會館
第三
三
六
二冊
號
三架
六國

K/206
2

No. 11023



利益ヲ分配セザ
ルトキハ如何ナ
ル弊アリヤ○西
洋諸國ニ於テ雇
人ニ利益ヲ分配
スルノ法ハ如何
且其結果ヲ示セ

初學商業書後編



第一章

社とは數人相結て各若干の資金と出ゝ又は
業ヲ從事スルニ出金の高ヨ割合ハ其利益と
分配すると云ふ我國ニ於てハ會社の組織未だ
充分ならず隨て銀行を除くの外ハ事業隆盛と
極め基礎確固なるものは僅々指と屈する小過
ぎずと雖ども歐米諸國ニ於てハ組織能く整ひ

三原國一郎 著



一 郎 著

後 編

初學商業書

中近堂藏版



初學商業書 後編

中近堂藏

倒産の憂少きを以て合資協力の法盛に行われ
多くは結社の法に依るが故に如何なる大事業
と雖ども成功せざるもの少くと云ふは蓋其國
人の智徳性質慣習等種々の原因に由るとなる
べしと雖ども近年經濟學の進むに隨ひ利潤分
配法の宜きを得たるもの亦其隆盛を致すの原
因たらざると得ざる蓋會社に於て雇人は只一
定の給金を拂ふのみにして其利潤の悉皆株主
のみに配分するとき雇人の會社の利害は感
ぜんと薄く只監督者の目前に於てのみ普通當

用の業務と辨じ敢て念慮を注ぎ其業務を勉勵
するとなきが故に爲すべきを爲さず節とべき
を節せざる隱然會社の損失を醸成し少からず故
に其利益と獨資本主に收めずして其幾分を雇
人は配分せざるべからざるといふ經濟學者の痛
く論辨する所なりしが近年に至ては皆其利を
悟り多く此法を實行するに至ると云ふ即資
本家の資本の利子監督の給料其他營業上は屬
する諸税金諸雜費及相當の準備金を引去り尚
殘餘の益金あるとき其功勞の優劣又は其一

期間の給金高は應に雇員と資本主の間は適宜配分するの法を實行せしむることとなりたれば雇人の注意勉強隨て舊は倍せらるる故に會社は於て却て其利潤を増加せらるるに至りて云ふ我國に於ても銀行其他の會社は於て漸次此法を倣ふて配當を行ふものあれば獨會社銀行のみならず苟も多人を雇使せらるる商家は於て漸次此法を折衷採用せらるる必要なるべし

第二章

右の如く雇人をして一意に其社又は其店の爲

利益分配ノ法宜キヲ得ザルトキ

ハ如何ナル弊害アリヤ○其弊害ヲ防グノ法ハ如何

は勉勵に信切を盡さしめんとするは賞與或は利益配分の法に依ると最も妙法なりと雖ども苟も其方法の宜きを得ざるときは獨其効用おきのみならず却て弊害を醸成その不幸と免れざるにあらん蓋自己の働は由て給金の外は臨時の恩澤を蒙るは固より各人の喜ぶ所にして隨て勉勵の心を惹起さしむるに當然の事なれども總て手代雇人の如きは知識は乏しく或は少壯にして思想固らざるものなれば保護監督の法頗る其宜きを得ざるときは其恩金の爲

め却て遊蕩の弊と誘ひ多年雇使して得せしめたる習練も遂は其人と共ふ合せて之を解放せざるを得ざるとあるべし双方の不幸と謂はざると得む故に此弊を防んとするに其人物を精選するに勿論其身分は應じて各相當の積金を爲さしめ又其會社の株券を買しめ苟も一身の餘裕は過ぎざらしめんと注意し積金積みて巨額ふ上り株券の利潤相應の配當と受け利潤愈多く積金益増すに隨て愈勉勵の念を生じ倍其信切を深くせしめ所謂恩威並施を

ときの雇主雇員長く其利得を享受するを得べし要するは雇主の獨其利益と専らよせど雇員の僥倖と希むずして自他全般の利益に注目せしむると目下の一大要務なりと謂ふべし

第三章

雇主と雇人の關係ヲ深クスルハ前方便ノ外ニ大切ナル箇条アリヤ○雇主雇人の關係今古其趣ヲ異ニスル所以ヲ示セ○雇人ニ教育ヲ施セバ其結果如何

雇主と雇員との關係は前章に説明したる如く相共ふ其利害と共し以て其關係と深密とするの利益たるに勿論の事にして其方便として或は賞與配分の法を用ひ或は積金を爲し株券と持たしむる等何れも良法たるは相違ふべし

雖とも尚此より一の大緊要事と云ふに雇員は多少の教育と施して以て其智徳を増進せしむると是より蓋昔日の如く商業の區域狹隘より其職業亦限あり家格の限界嚴重あるときは主人の代々の主人手代に亦代々の手代にして僅に當用の算筆と能くされれば以て其業を執らるゝむるも足り以て其心を服するを得たれども今日の文明世界の事物甚だ多端よりて迎も昔日の例を以て此活動世界の事を處すべからざるの勿論となれば強て執務の時間と短縮して

十分の教育を施さべしと云ふはいあらざれども無用の時間と徒費せしめず夜間又い就業前等毎日より一時乃至二三時間當業必須の技藝又は學術と授るときは其藝術智徳の進むは隨て各人當務の事業大に持ち獨本人を益するのみならず深く恩人の恩徳と心は銘じて終身心を傾け力と盡し永遠の利福を蒙るべし殊に廣大なる製造事業に従事し數多の工男工女と使用するものは始業前若くは喫飯後等數十分時にても人生當務の事と講説し又い簡易なる讀書算

筆等を授け以て之が智徳を進むるは頗る經濟の旨に適し却て雇主の利得たることと合点とべきあり

第四章

商業の目的は如何の目的に達スルニハ如何スベキヤ
○ 條中第一ニ注目スルべきハ如何ナルゾ
○ 我國商家慣習ノ弊害ヲ示セ
○ 其弊害ヲ救フノ道ハ如何
○ 經濟ノ大要ハ如何之ヲ詳解セ

商業の目的は賣買の間ふ利潤を得るに在るといふ勿論なれども高く賣れば客來らば低く相應の顧客あればとして其費用を省くことと務めざれば亦其目的を達する能はざるべしされば其目的を達するに爲るは廉價を仕入れて兼て又勤儉と務むると肝要にして其儉約の法は巨細は

注意をれば其箇條固より多かるべしと雖も第一に注意すべきは無用の人を省くと其人の使用方如何に在るべし元來我國の商家は店舗の構造飾物の体裁其宜きを得ざるより人負と要する特は多きが如し試み呉服店其他少く門戸と張りたる舊商家と看よ支配人勘定方の外五七人若くは十數人の番頭の店頭は列坐し又此番頭の數は應じて取次の丁稚と置けり故ふ通常客人の多きときと雖ども手を拱いて無事は苦むものなきを得ず是只從來の慣習として

番頭の多數を以て其店の繁昌と装ふの弊あり
 而して其人を使ふ湯茶の取次より物の寸尺
 と取るにまで一切倔強の男子を委ねて婦人を
 使用するものなし是婦人の裁縫炊事等専ら内
 を守ると本分といたるの餘習は出たるとい
 て不經濟の甚きものと謂えざるを得ざ然る
 り以上の諸弊を破り店飾の体裁を改め人負の
 配置其宜きを得るときは其勞費の半よりて効
 率は必ず之は倍するものあらん蓋經濟の大要は
 財本と勞力の効能を増加する外あらざ故に

成るべく人負を省き少數の人を以て多數の用
 と辨せしめ婦人童子は適するの業に敢て丁壯
 の人は任せど以て其費用を節して十分の働を
 盡さむるの工夫をなさるべからず我國の商家
 は於て苟も猛省して改良を注意するにあらば
 獨人負を減じ得るのみならず勘定方取次人等
 之を婦人は譲り又童子を托するも敢て差支
 なきのみを却て大に其利便を發悟するにあら
 べし

第五章

從來我國ノ商人ハ需用供給ノ釣合ニ注意シタリヤ其失敗ヲ取リタル所以ヲ示セ○食物ニ喩ヘテ需用供給ノ理ヲ示セ○商人ノ第一ニ心掛クベキハ如何之ヲ詳解セヨ

從來我國の商人社會は於て荷高品不足等の語を用ひ自然需用供給の釣合は注意するが如しと雖ども少しも經濟の理は通ぜざるが故に動もすれば此釣合と失ふて失敗するもの少からず例は某品の氣配上向なりと云へば其品質の精粗需給の如何と顧みず相争ふて荷物を積送り又我地方は流行の物たるを認めば相競ふて高價の仕入と爲し遂は需要供給の平均と失ふて徒ら供給の超過と致し其極や亦相競ふて價格と賣崩し所謂二束三文の投賣と競ふて相

共み斃るゝもの少からず元來需用供給ハ人の食物は於けるが如く腹中餓るときは相争ふて其食と得んと望み其品の精美と問ふは違あらざれども少く腹は充るときは粗食口小上ると欲せども多々益飽くとき如何なる美味も之を顧るものならるべし固より貨物ハ布帛金玉の如き永久耐るものと菓穀類の如き永年と保たざるものと依て價格の高低は緩急多少の別ありと雖ども需給の釣合は一定の程度ありて之と動らばからざるの理は前例は

異ふらざるものと知るべし然れば商人の第一
は心掛くべきといふは商品の價格高低ふもあ
らざりし其流行の何物たるふもあらず只早く何物の
最も能く彼の嗜好は適して其流行と來すべき
ら又其流行と來したる上ハ幾千の供給恰も他
の需用は適して價格を維持するに足るべきか
と察知するの機敏と要するのみ之と要する小
徒らば他人は倣ふて其利と横奪するの弊と去
り能く需給の程度を謀て同業互は相協和團結
一以て損失を招うざらん」と注意せざるべし

らば近年我國の外國貿易上常は其始は利あり
て終は損するものハ皆此要訣と守らざるの罪
なり貿易商人たる者ハ能く彼我の實況を探知
せんと怠るべからざるなり

第六章

簿記といふ所謂帳合法の事にして日々賣買取引
上の事柄即金錢の出入商品の賣買掛賣掛買等
萬般取引の顛末を精密に記入し將來の證據を
備ふる所のものにして之と一目すれば資産の
多寡より商賣の損益に至るまで一目瞭然たら

簿記トハ如何ナ
ルモノゾ○簿記
法ニ何種アリヤ
又各其主トシテ
用フル所ヲ説ケ
○簿記法ハ早ク
採用スルニ及バ
ザルカ

一むる規法なり而して簿記の單式複式の二種ありて小賣商人は主は單式を用ひ問屋の如き主として複式を用ふるなり其帳簿たる金銭出入帳元帳手形帳等幾冊もありて日々の賣買取引と彼より此に書上げ此より彼に拾上げ遂は取引の總勘定と大帳と稱する主要簿は纏め或は精算表と作り之と貸借の二段は別ちて差引勘定と知らしむるものあり右の如く使用の帳簿の幾冊もあれども其秩序は整然たるものよして決して日本從來の帳合の如く錯雜混

亂して間違と生じ易きの類ふあらず其帳簿の多き則各取引勘定と精密判明あらしむる所以ふして却て其規法の正しきを證するふ足れり抑簿記の百般の取引と記帳して獨記臆は代ふるの便は供ふるのみならず確實よして後日の證據は備ふべく明瞭ふして商賣の盛衰と知り得べき實は商家の精神骨髓とも稱すべきものなり然るに銀行及び大會社を除くの外は尚混雜なる舊帳と墨守して西洋簿記の便法を利用するものなきは怪しむべきの至ならざるは是

畢竟該法の利便を信ずると深からざるの致を
 所ふりと雖ども文明の事物駸々として進み事
 々物々繁多を加ふるに至るときは早晩帳簿改
 良の必要は迫るの期至るべきの間違ふべきと
 なれば苟も心あるもの速に覺悟して後日の
 狼狽を招うざらんと心掛くべきあり

第七章

運輸交通、便益
 ヲ問フ○五百石
 積以上ノ和船ハ
 何時ヨリ新造ヲ
 禁ゼラレタルヤ
 ○我國鐵道、最

運輸交通の便、貨物輸送の助を爲そのみなら
 ど隨て自然に物産と繁殖し物價と平均からし
 むるものふして國の開明幸福に全く運輸交通

大ナルモノハ何
 ヲナリヤ○海陸
 運輸ノ便盛ニ開
 クルニ當リ商人
 ノ殊ニ注意スベ
 キヲハ如何

の便否は依ると云ふも可なり其例證は港津其
 他沿海の繋船は便なる處は常に人口増加し
 亦隨て繁昌と極めたるを以て知るべきあり歐
 米諸國は在ての夙は汽車汽船の發明ありてよ
 り港灣は檣頭林の如く連り陸上の鐵道龜甲
 の如く縱横し聯續し海陸運輸の便は言語を絶
 る程ありと云ふ我國は於ても近年汽船帆船を
 次第に増加し殊に五百石積以上の和船は明治
 二十年以後に新造を禁止せられたまひ
 海運の日は其進歩を加ふると同時に鐵道の布

設も官設と除き日本鐵道會社山陽鐵道會社九州鐵道會社と最大なるものとし其他某々等各地に於て續々布設の計畫ありて既に其許可を得又其許可と願はんところ景況おれば政府も於ても條例の必要と認められ二十年五月を以て私設鐵道條例と公布し其標準と示されたり海陸運輸の便に數年おらざりて大に其面目と改むべきに敢て疑もなきとなき其利便の云ふまでもなきとなれども急激の變動の動もそれ狼狽の餘り殆ど爲る所と知らざる程の面倒

と蒙るものおれば苟も智慮あるもの豫め覺悟して後日の計を爲し此利器と利用すると肝要なるべし殊に商人も在ての商品の種類と其多少又の地理上と注文の如何に依り或は帆船に依るも可おれば又或は汽船お托するも可とするともあらん時としての鐵道又は馬車に限るともあらん商品其物と時と場合も依り運賃其他の便否損益と考へ斯る利器の利器たる所以と利用せざるべからざるなり

第八章

商業博物館トハ
如何○歐米諸國
ノ同館ノ仕組ヲ
問フ○白耳義國
アントウエルプ
ノ博物館ハ何ガ
為ニ設立シタル
モノナリヤ○我
國ノ勸工場勸商
場ハ果シテ勸工
商ノ趣意ヲ得タ
リヤ

商業博物館ハ其原料と製品とを問へば内品外産と論ぜざるを廣く之を蒐集陳列し又は商業上は關する報告統計諸表等を備へ當業者の參考と供して其智識を進め以て商工業の隆盛と助け國家の富強を謀らんが爲に設立する所なり蓋歐洲諸國の都府に在ては大概同館の設あらざるはなく多くは政府の保護を仰て商法會議所又ハ有志商人の共立に係るものなりと云ふ而して其仕組たる各商品の部類種別と分て其品の産地名稱製造費等と始め賣價功用等に至る

まで詳細の説明と付し在外領事ハ常ニ消費の盛なる新物品に注目し之を見本報告と送て見本の缺を補ひ其他各國の商業雜誌新聞の閱覽所あり商業に關する必須の書庫あり尚又各國の關稅率より海陸運賃表等と揭示するの室あり用意至らざる所なしと云ふ就中白耳義國「アントウエルプ」の商業博物館の如きは生徒教育の爲に設立したるものより同國輸出入品の見本と陳列し各實業家ハ其物品を就き逐次之を講述説明と爲し以て普通商業の智識を得せしむる

の主旨なりと云ふ注意の至れる豈に驚歎をば
 きよあらずや我國は於ても各地は於て勸工場
 勸商場又ハ物産陳列場博物館など稱するもの
 なきよあらざれども或ハ全く其精神と失ひ或
 ハ其規模備えらざりて却て射利好事の嘲を招
 くもの少なからず歎むべきの至と謂ふべし我
 輩ハ官立亦り民立なり又ハ官民共立なり完全
 なる一の商業博物館と設けて商家の智識と進
 め併せて國家の富實を謀らんとし世の有志家
 に向て希望は堪へざる所なり

第九章

報告統計等ノ有
 無ニ依テ商人利
 害ノ關スル所ヲ
 詳説セヨ○此事
 ニ付テ人生ノ當
 務ヲ問フ

前章に於て外國の商業博物館ハ商品の陳列
 ハ勿論商業に關する新聞雜誌の閲覽所も亦
 ハ各國の税關表より海陸運賃表等の揭示室あ
 ること記述したれば既ハ其記憶に存せるとあ
 らんと雖ども我國從來の慣習に於てハ兎角報
 告統計諸表等と等閑に看過せざるの弊あるを以
 て尚此に之を再説をばし抑物品と輸出し又ハ
 輸入せんとするものハ需用供給及時好市價等
 の如何と察知せざるべからざるハ勿論のとな

れども既に其報告と得たれどもとて其關稅の如何又其運賃の幾千あると詳知するべからざれば商人の第一主眼たる損益如何と量較するに困むべし若し之と問ひ之を知らんとするも據るべき諸表なきときは其往復問答の煩わしきハ勿論其間ハ既ふ事情の變動と來して折角の好機と失ひ得らるべきの利も之と得る能はざるのみならず或い思はざるの損失を招くべからん尤も關稅として随分入込たるものありて各國其取扱を異ふし又其稅と徴するも緩よ

して易なるはり酷よして嚴なるもあらん又其運賃等も果して該表の通よして割引なきか又ハ其品柄に依てハ汽船帆船何れも積載すべきや温帶熱帶地方の航路よ由てハ帆船は積て差支なき品も其腐敗と避んぐ爲よハ汽船を要するともあらん凡此等種々様々の關係ハ實際に臨て大に經驗熟慮を要すべきとあらんと雖ども兎も角以上の諸表及雜誌報告類の當業者參考の好材料たるハ勿論漸次精密の取調と爲し其完全と謀るよ至らば坐からよして商略と畫

するも敢て難からざるに至るべし報告諸表類の熟閲記憶と要するもの必要あるハ勿論自己の見聞上苟も必要と認るものは之を筆記保存するの習慣と養ひ以て己と利一兼て世を利もと人生の當務なりと知るべし

第十章

荷為換トハ如何ナルモノゾ其例ヲ示セ○荷為換ノ事業ハ本邦ニ於テ其盛衰如何○歐米ト本邦ト信用ノ厚薄アル有様ヲ説ケ

荷為換とい貨主其貨物と寄托一之ニ對して其地の銀行會社より其代金の借用と爲すの法一して例ハ大阪の甲東京の乙と貨物賣買の約と結び其貨物と輸送せんとするニ當りて荷為替

を取組んと欲するときは甲地所在の銀行會社ニ就き其貨物及ヒ荷受主ハ其金額を仕拂ふべき旨と記したる爲替手形を渡して其代金と借用一尚商品の預書と受取り直ニ荷受主ハ通知すべし而して金主ハ其荷物を運送社ニ托して其預證書と受取り其預書と前の爲換手形及其他必要の書類と合せて乙地の本支店又ハ「コレスポンデンス」店ニ送て荷受主ハ手形の引受と爲さしめ仕拂期日ニ至り金額引換ハ其荷物を渡して其金貨と償收するの方法なり我國

よ於ては銀行の設立ありてより全條例中荷爲替の業務と以て其本務中ノ一と加へられたると以て爾來銀行の此業を營むもの日は多きと加へ現今に至ては荷爲替の事業倍盛大と極むるに至るは我國の金融上頗る利便を加へ喜ぶべきとなりと雖ども尚一層の進歩を爲して荷爲替の必要と見ざるに至らざれば未だ以て満足すべからざるなり蓋歐米各國の商業社会よ於ては信約の法盛に行われ只一片の證書よ依て巨多の貸借を辨得るの便あるが故も亦

貨物委託の必要と見ざるのみならず現今に至ては殆ど荷爲替の跡と絶つに至れりと云ふ然るも我商業社会よ於て荷爲替法の盛に行はるるは金融上の進歩は則進歩なりと雖ども尚信用の厚らざる證據ありと謂はざるを得ず然ども近年爲替手形約束手形條例の發布ありては信用の法漸く行はるるの景況なれば銀行の業務も亦隨て抵當貸の一部分を減少するに至るべきや決して疑と容れざる所あり

第十一章

手形交換所トハ
如何ノ交換所
有無ニ依テ損益
スル所ヲ詳解セ

手形交換所とい各銀行の互に結約して爲替手
形振出手形當坐預金引出小切手等と交換し以
て相互の取引と決算して貨幣授受の煩を省き
併せて其流通を便よるが爲に設くる所あり
蓋商業繁盛の地は於ては爲替手形振出手形及
當坐預金引出小切手等と以て諸般の取引と爲
す者頗る多く隨て各銀行の各他の諸銀行に向
て相互に要求をべきもの少からず之が爲に幾
多の丁稚手代を派して代金の取立と爲し而し
て他の要求に應じざるが爲に又巨額の貨幣紙

幣と積立て之が用意を爲さざるべからず而し
て其積立たる各銀行の準備の金額は全く流通
の用と爲さずして獨金融の妨害たるのみあら
ず各行の間は奔走取附と爲すと其貨幣紙眞實
の鑑定計算等其勞費擧げて計るべからざる
よ今此の交換所なるものは就き毎日一回乃至
二回約束の時間には於て各銀行より一二人の手
代と出し相會して差引結算し只其差額のみと
拂ふて精算と爲すときの勞費を省くのみなら
ば金融の圓滑と助くる果して如何ぞや試は看

よ一銀行は於て仕拂の要求は應ずる爲は常は壹萬圓を備置くものとせば二十行は貳拾萬圓三拾行は三拾萬圓の準備を要するにあらずや交換所の有無は依て損益の關する所亦大なりと云ふべし我國は於ても東京大阪は於て既に交換所の設立するに至りたるは亦銀行業務進歩の一端を證するに足れり

第十二章

商法會議所とい各都市の有志商人相謀て各自の福利と増進せんが爲は設立する所のもの

商法會議所ノ起原ハ如何 同所ハ如何ナル事ヲ爲ス所ナリヤ

して其起原は一千六百年代英國の「コロノウエ」ル氏が貴族紳商等數十名と招集して貿易上の利害得失と諮詢して討議せしむ大に其洪益ありと知り爾來之は倣ふて之を商法會議所と唱へ各都市に設置するに至れりと云ふ抑同所の

本邦ニ於テ商法會議ノ有様ハ如何○同所ニ就テ希望スル所ヲ説ク

其名の如く商法上の利害得失を討議して其創定改正の事と政府に建議し或は政府の諮問に對して其意見と答申するところりと雖ども獨商法上は止らず苟も一國一市の公共の利害を關するとい之を集會論議し之と同所の意見とし

て或ハ之と政廳は具申し或ハ直ニ之と實行を
 其他物産の統計の如き商況の調査の如き同所
 の處理する處頗廣く隨て其公益と與ふる亦頗
 大なり我國は於ても東京大阪ハ夙ニ該所と
 設立して或ハ政府の諮問は答へ又ハ其意見を
 建議し或ハ之と世間は廣布して益もる所少か
 らず其他各要港及都邑は於ても近年續々其設
 立あり未だ著るべき實効の舉もと聞りざれど
 も兎も角商業社會進歩の一端と證もるは足れ
 り今日の文明入門の社會として事物頗繁多な

れハ同所の責任は最も重く隨て亦其公益と世
 間は流もると少なうらざ我輩ハ同所の益盛大な
 て官民の便と謀り遂ハ商業教育商業博物館
 或ハ商品見本陳列所等と舉げて之と同所の管
 理は屬し學理と實業として倍相密接せしめ
 又ハ商業視察員と海外は派する等總て社會の
 率先とあり國家の文明富實と進むの機關た
 らんと希望もるものなり

第十三章

共立商社とい若干の人相約し相結て各少許の

共立商社ハ如何
 ナルモノゾ其起

原ハ如何○該社ノ仕組ヲ説ケ○我國ニ於テ該社ノ承久セザルハ何ニ因ルヤ○該社ヲ隆盛ナラシムルハ如何スベキヤ

資金と醸出し以て日常必需の物品即薪炭油酒醬油等を主として其他の雜品と一時ハ仕入れ社員の需用は應じて隨時之を賣捌く所の店舗もして同社の起源ハ其初英國労働者數人の發起に成り其商社次第に隆盛と極むるに隨ひ漸次盛に各國を行くに至れりと云ふ蓋富商豪家の需用頗多く隨て一時は多量の物品を買入るが故に低廉を買入ると得れども貧民に至るに日々小買と爲すが故に其價の不廉を免るる能はざるハ勿論なり然るに今數人相結び各

少額の資金と出し之を集めて直に製産者より一時買入を爲すときハ廉價に小買を爲し得るは是亦自然の勢あり而して該社資金の利潤分配の法たる先づ商社辨用の雜費と引去り相當の利子と株金高に應じて分配し而して尚其餘の所はれば該殘金の各其購買高に應じて社員は十、社外人は五の割合を以て割還るの仕組なれば小民社會に於てハ最良の便法と謂はざるを得ぬ我國に於ても各地に於て同社を設立したる所少からざれども往々久からずして解社

の不幸と見るハ其原因蓋少からざるにあらずべ
 けれど要するハ我國の文明未だ進まず勞働者
 ハ此利便と感ずるの智識未く所謂世俗ノ紳
 士社會と稱する好事者流の發起ハ外ならざる
 と以て商社の措辦其宜きと得ざるか又ハ物品
 の仕入ハ其道と得ざるハ外ならざるべし若夫
 れ小民社會の智徳を増進し管理其法と得ば隨
 て該社の隆盛ハ至るのみならず社會一般の幸
 福あるべし該社の利害ハ分明なれども只其局
 々當る者の深く注意と要をべきとあるのみ

第十四章

取引所トハ如何
 ○同所ノ有無ニ
 依テ各人ノ便否
 如何ヲ示セ○米
 商會所株式取引
 所ハ如何○取引
 所條例ノ主眼ハ
 何ニ在ルヤ

取引所トハ米穀、砂糖、綿鹽、石油等凡て重要な商
 品及諸公債證書證券株式等と賣買取引し又は
 定期の賣買を爲し以て物價の相場と立る所
 あり蓋物價の時ハ依り又場所ハ依て大小高下の
 差異あるときハ人々の迷惑不幸これより大なる
 ものハなかるべし然るハ此取引所あるもの
 ハ物價と平均せしむるの好機械なり今米の一
 物と以て一例と證せんハ取引所あるものなき
 ときハ米價の標準と取るべき所なきが故ハ一

地方は於て有力なる投機者が一時買締と爲るときは市場の價格と高低をると甚だ易し而して他地方より買入を爲さんとするも容易は其價格と知る由なるとし不便の極と謂はざるを得ざるは此取引所なるものありときい例は東京は於てハ一石の相場六圓より上氣配なりとするときい大阪名古屋等各地の取引所は電信と傳へて其相場と問合せ若し安價よりして下向の返信と得るときい同地より東京までの運賃と金利と見積り六圓以下の相場と立

つべし大阪名古屋上向なるときい又東京其他の相場と問合せも等各地皆此の如くよりして以て自然は各地の價格と平均せしむるに至るべし果して然るときい獨需用者の便利たるのみならず農家の如きも米と市場は賣らんとするは一定の相場あるときい決して奸商の詐術は落るの憂まらるべし是我政府は於て夙は條例と設けて米商會所株式取引所の設立と許可せられたる所以なり然るは以上兩所は専ら米穀と株式公債は止り且從來同所は於て行われた

る弊風も少からざれば尚此區域と廣め及右等の諸弊を防ぐんと注意し明治二十年五月に至り更は取引所條例と公布せられたり同例の第一條は取引所の商業上公正直實の風と養成し云々の語と挿みて徳義上の責任を負しめ尚同所は於て賣買取引の關し争論を生じたるときは役員は申告し常置委員の多數決を以て其争論と仲裁せしむると爲したるは則除弊の主なる精神あるが如しこれより由て果して從來の弊風を除くこと得ば官民の幸福之も過ぐ

るものいなかさべし

第十五章

租税ハ何ノ爲ニ拂フモノナルヤ
 ○租税ヲ賦課スルハ如何ナル方法ニ因ルベキヤ
 ○所得税トハ如何又其税率ヲ問フ
 ○年々所得ノ豫算金高及種類ヲ郡區長ニ届ケル期ハ何時ナリヤ
 ○此届ヲ爲ササルトキハ如何スルヤ

人民相聚りて既は一國と爲したる上は其國民の安寧と保ち生命財産の保護と托する政府はかるべからず既に政府はれば其政務と行ふの費用と拂ふは其國民の義務たるに亦固より論と待たず此費用と名けて租税と云ふ右の如く租税は政府の人民を保護する政費に充るものなるが故は其保護と受るの多少は依て亦租税の輕重はるべきは當然のとなりとす即資産多

きものい其少きものよりも保護と受くること多
けきば隨て義務を負ふとも亦重からざるべか
らず然り而して租税と賦課をば最も公平
よして最も便利ある方法を依て徴せると肝要
なり即鹽、味噌、醬油等の如き日用必需品は軽く
して烟草、酒類の如き奢侈品は重くして又ハ中等
以下の人は軽くして中等以上の資産家は重く
するが如き是なり然るときは納税者は於て苦
痛と感ぜると薄く隨て苦情を訴ふる者多く自
然に政費と辨じ得べし明治二十年三月公布せ

られたる所得税法の如き即此精神を基きたる
ものなり同法は依れば公債證書若くは政府の
特許を得て發せしる證券の利子營業はばらざる
貸金、預金の利子、株式の利益配當金、官私より受
くる俸給、手當金、年金及割賦賞與金等ハ其所得
金高又其資産其他營業より生ぜしるものハ其種
類に應じて收入金高若くは收入物品代價中よ
り國税、地方税、區町村費、備荒儲蓄金、製造品の原
質物代價、販賣品の原價、種代、肥料及營利事業に
屬する場所物件の借入料より雇人の給料負債

の利子及雜費を除き而して其純所得金高一ヶ年三百圓以上のものハ百分の一、千圓以上の百分の一、壹萬圓以上の百分の二、貳萬圓以上の二半、三萬圓以上の百分の三と納むべき筈にして此納税の義務あるものハ毎年四月三十日まで其年所得の豫算金高及種類を記し其地の所轄郡長又は區長は届出さるべからず若此届を怠るときハ罰金處せらるべし且又各郡區役所管轄内は公撰を以て七名以下の調査委員と置き右届出の當否を議決せしめ尚納税者と

認むるものふして期限を過ぎて其届出と爲さるときハ郡區長ハ所得金高の見積を立て之を調査委員會に付するの法ふれば苟も脱税を謀て法律の罪人と爲り兼て徳義に背くの處爲らるべからざるなり

第十六章

税關とハ出港入港の船舶を檢査し輸出入の貨物積卸の取締と爲し併せて其輸出入品は課税する所なり其税を名けて海關税と云ふ而して其關税は二種あり即品物の斤量丈尺等總て其

税關ハ如何ナル事ヲ取扱フ所ナリヤ○何ヲ從量税ト云ヒ何ヲ從價税ト云フヤ○輸出ノ手續ヲ畧解セヨ○密賣トハ如何并ニ犯則

品ヲ問フ

物の數量は由て課税をよと従量税と云ひ又其貨物の價格に依て課税するを従價税と云ふ但同價同量みても其貨物の性質と種類に依り税率は輕重あり又全く無税の品あり而して我貨物と商船に載せて他國に輸出せんとするとき自國の税關又ハ地方廳より船名并に乗組人の住所姓名等と記したる船切手と申請け着船の後二十四時間内は船切手及積荷目録と添て領事館に届出て領事の手を経て同地の税關に照會し其検査を受けざるべからず若其届出と

怠り又ハ積荷の品高を隠し或ハ其品物を偽り苟も脱税と謀る等の所業あるときハ夫々相當の罰金は處し或ハ其品と官府に没收せらるべし其他船積願書陸揚願書送状仕入書等苟も其手順手續と誤るときハ莫大の損失を免れざるべし又逋税と謀らんが爲め開港場は知らざる港に於て密かに品物を賣買するを密賣買と云ひ其品物を犯則品と云ふ此密賣を爲したるものハ犯則品の官に没收せられ尚罰金の沙汰を蒙るべし實際に當るときハ能く能く注意して

粗忽の所爲あらんと心掛ざるべからず本邦の外國と通商と開くや税權ハ外國の牽制と受け其自由と得ざることをれども到底此儘にてあるべきも何らざれば早晚其平々なるを得るよとあるべしと雖ども現今ハ現今の法に従ひ違法の人とあらざること肝要なり

第十七章

地所建物船舶等ノ賣買讓與及質入書入ノ公證ハ何處ニテ爲スモキヤ○實印ハ人ニ預ケ又ハ預ル

以上ハ商家の子弟たるもの現在ハ心得べきと及將來心掛くべきとの大要と記したるもの小して尚此外も記すべきとい多けれども記事

モ差支ナキモノナルヤ○他人ニ代理ヲ頼ムトキハ如何○總理代人ト部理代人ノ別ヲ問フ

の繁雜又過ぎ又深く理論ヲ渉るハ本書の趣意よりらざれば尚以上ハ洩れたる數條の要件と略記して以て此編の終を結ぶべし凡そ財産の所有權ニ關するとい最も大切なるとなるが故に地所建物船舶等の賣買質入書入等ハ從來各其規則ありて其時々其地の戸長の奥書証印を受くるとなりしも明治二十年二月以來ハ以上の諸則を廢し更ニ登記法を制定せられ各地治安裁判所及郡區役所等ニ於て右ニ關する登記の事務を取扱はるゝと方りたれば地所建物

船舶の賣買讓與及質入書入等ハ必ズ此法律ニ
 隨ヒ登記ト云ふべきものと知るべし且又貸借
 の契約證書ハ後日の證據たるべき大切のもの
 なれば本人必ズ自ら姓名ト書テ實印ト捺ス
 べし實印ハ諸事諸般の證據となるべきもの
 一て妄ニ他人ニ預ケ又ハ他人より預ると禁
 せられたまひも或ハ此事ト心得ざりて等閑ニ
 ともものらるハ大なる心得違ふり實印ハ必ズ
 嚴重ニ始末一して本人の外他ニ取扱ハしむべ
 らざるなり尤も百般の事務と取扱ふハ當り本

人の都合ニ依テ他人ニ代理ト委任するハ妨
 一と雖ども其代人の所行ハ正しく本人の關係
 たるべき故ニ必ズ心術正實の人ト撰ビ其委
 任一たる權限ト明記せる委任狀ト與ふべし而
 一て其本人身上諸般の事務を代理する者と總
 理代人ト云ヒ其幾部の事務を代理するを部理
 代人ト云フ其他商賣柄ニ依テハ夫々の稅則取
 締等の規則あれバ當業者ハ勿論新ニ開業する
 ものハ心得違なき様注意遵守すべきなり

初學商業書後編終

K120.62
6

明治二十年六月廿四日版權免許
全 廿一年七月六日印刷
全 廿一年七月六日訂正出版

定價金壹錢



發行兼印刷者

東京府芝區三田四國町三番地
中 嶋 精 一

著作者

大阪府東區伏見三丁目二十四番地
三 原 國 一 郎

發兌元

東京府京橋區銀坐三丁目六番地
中 近 堂

賣 捌 所

大阪備後町四丁目 梅原龜七
全 北久太郎町四丁目 柳原喜兵衛
愛知縣名古屋區三丁目 川瀨代助
鹿兒島縣鹿兒島 吉田幸衛

賣 捌 所

佐賀縣佐賀 河內莊助
熊本縣熊本 長崎次郎
島根縣松江 川岡清助
愛媛縣松山 向井藏次郎